○　入札参加資格等について

１　名簿の登録等

⑴　京都市上下水道局の令和８年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。

⑵　公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

２　市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

３　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

４　入札参加資格

⑴　履行実績

容量市場メインオークション募集要綱における対象実需給年度が、令和６年度以降の容量市場にて、デマンドレスポンスの特定卸供給事業者としての実績を有すること。

なお、実績は、開札日において履行済みのものに限る。

⑵　参加資格

ア　以下のいずれかの要件を満たすこと

㋐　容量市場メインオークション募集要綱における対象実需給年度が令和１１年度の容量市場において、電力広域的運営推進機関と関西エリアにおける容量確保契約を締結している者（以下「契約締結事業者」という。）

㋑　契約締結事業者と連携し、契約締結事業者の契約電源（発動指令電源に係る電源等リスト）に当局の需要抑制リソースを追加登録し、確実に供出できる体制を有している者

イ　電気事業法第２７条の２７第１項の規定に基づく特定卸供給事業の届出を行っている者

５　提出書類

⑴　入札時に提出する書類

特になし。

⑵　開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア　履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

４⑴及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。

イ　４⑵を証する書類。（４⑵ア ㋐ に該当する者は以下の ㋐ 及び ㋓ 、４⑵ア ㋑ に該当する者は以下の ㋑ から ㋓ を提出すること）

㋐　電力広域的運営推進機関と締結した「容量確保契約書」の写し（対象実需給年度が令和１１年度であり、かつ関西エリアの落札電源であることが確認できるもの）。

㋑　対象実需給年度が令和１１年度かつ関西エリアの落札電源を対象として、特定卸供給事業を実施するに当たり、契約締結事業者と協力関係にあることを証する書類（契約書、協定書等の写し）。

㋒　㋑ の契約締結事業者が電力広域的運営推進機関と締結した「容量確保契約書」の写し（対象実需給年度が令和１１年度であり、かつ関西エリアの落札電源であることが確認できるもの）。

㋓　経済産業大臣に提出した「特定卸供給事業届出書」の写し等。

ウ　報酬額の算出方法（様式１）

６　その他

⑴　落札候補者が提出した報酬額の算出方法（様式１）に記載の基本報酬単価が当該予定単価（4,500 円）未満の場合、契約を締結しない。

⑵　仕様書等に関して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙１及び２）（様式指定。エクセル（Office2024 で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（０７５－６７２－７７２６）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、持参又はＦＡＸ（０７５－６８２－０２８６）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア　提出期限

令和８年１２月２日（水）午後５時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに限る。）

イ　回答の公表期限

令和８年１２月９日（水）まで

ウ　回答方法

回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。

エ　注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

㋐　質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

⑷　指定した様式を用いていないもの
⑸　質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
⑹　質問内容が読み取れないもの
⑺　当該入札に直接関係のないもの
⑻　前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、ＦＡＸを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

※　関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ) 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　その他業務を執行する者であって、ａからｃまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合